# 【R3:先－2】 相模川水辺ふれあい拠点調査検討業務委託
# （実施主体：神奈川県厚木市）

厚木市基礎情報（R4.3.1時点）
・人口:223,402人
・面積:93.84km$^2$

【事業分野：その他　　　】【対象施設：河川敷　　】【事業手法：D+O、PFI、DBO、指定管理者制度】

## 調査のポイント

全域が河川区域であることから河川法の制約を受ける本事業地において、
①**河川法の制約の範囲内**で、最大限の利活用を可能とする**官民連携事業スキーム**を、
②**河川空間のオープン化**に係る河川占用協議と**並行して検討する。**

## 事業／施設概要／目的

三川合流点地区は、三本の川が合流する特殊な地形が演出するパノラマ風景が魅力であり、春は桜が咲き、夏は花火大会が行われ鮎が遡上するなど、魅力的なオープンスペースであるが、現状は、**雑草が繁茂しバーベキュー利用者のゴミが散乱するなど、貴重な空間を活用できていない**。また、全域が河川区域であるため、**河川法の制約がかかり原則仮設物しか整備できない**状況である。この課題を解決するとともに、ポストコロナ時代を踏まえた地元事業者の活動の場を創出するため、**民間の活力を導入し、官民の連携によって河川空間の最大限の利活用を図り**、水辺ふれあい拠点を整備する方法を検討した。

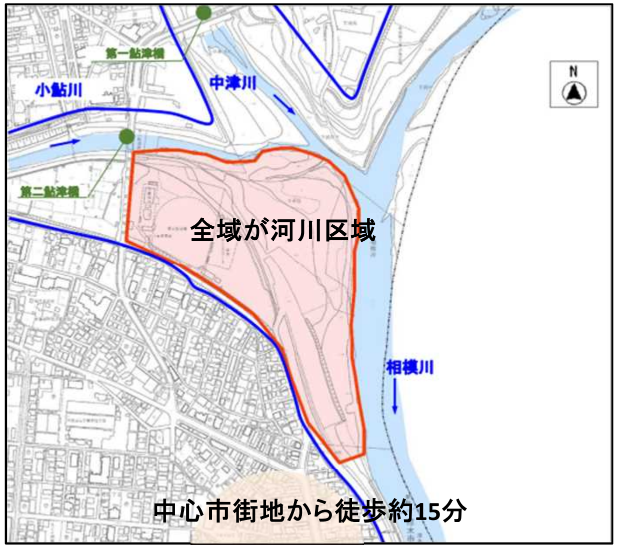

中心市街地から徒歩約15分圏内でありながら、自然を感じる本事業地

## これまでの経緯

**H19年度**
・水辺ふれあい構想策定
・水辺ふれあい基本計画策定

**H24年度**
・相模川厚木市水辺拠点創出基本計画策定

**H28年度**
・バーベキュー利用者へのアンケート調査実施

**H29年度**
・バーベキュー社会実験実施、
・現地測量及び基本設計

**R2年度**
・官民連携手法検討のためのサウンディング型市場調査実施
・水辺ふれあい拠点整備に向けた庁内検討会設置
・神奈川県と河川占用事前協議

## 調査結果①：施設機能の検討

**機能1**：魅力的な河川空間の創出に資する
**機能2**：仮設（撤去可能）工作物でも成立可能
**機能3**：地域の魅力（ヒト・モノ・コト）を活かす

**検討1**：地元事業者等に対し地域の魅力（ﾋﾄ・ﾓﾉ・ｺﾄ）をﾋｱﾘﾝｸﾞ
**検討2**：河川法の制約の範囲内で実現可能な施設機能を検討
**検討3**：河川区域の利活用事例を、視察及びヒアリング調査
**検討4**：河川占用協議において、河川管理者に相談
**検討5**：民間事業として実施する場合の収益性を検討
**検討6**：各機能を運営する事業者に本事業地での実施可能性についてヒアリング

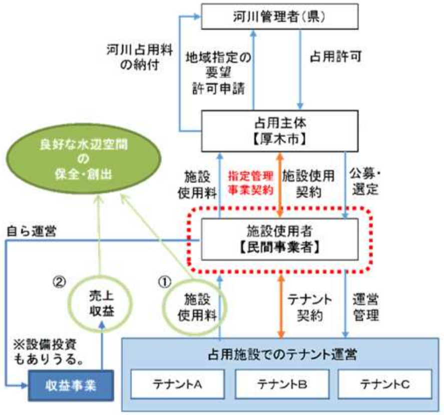


民間事業者の使用ﾊﾟﾀｰﾝ

想定する機能（案）

| 機能・施設 | 収益性 | 整備可否 |
|---|---|---|
| ﾊﾞｰﾍﾞｷｭｰ広場 | ◎ | ○ |
| 川床 | ○ | ▲ |
| 桜桟敷(コンテナカフェ) | ○ | ○ |
| 鮎のつかみ取り | ○ | ▲ |
| ドローン飛行場 | ▲ | ○ |
| 遊具（ｱｸﾃｨﾋﾞﾃｨ） | ○ | ▲ |

ﾊﾞｰﾍﾞｷｭｰ広場は民間事業での運営を想定。（整備への投資含む）
基礎を伴う施設は整備ﾊｰﾄﾞﾙが高く民間収益事業の想定は困難。

## 調査結果②：協議体制

**≪庁内プロジェクトチーム　課を横断した職員+民間事業者≫**
⇒事業を実施する民間事業者との協働及び合意形成、課題の共有を目的とした、民間事業者と、**関係する複数の課**の行政職員等による共同のプロジェクトチームの組成

河川、農業、商業、観光、公園、防災、ｽﾎﾟｰﾂ

# 【R3:先ー2】 相模川水辺ふれあい拠点調査検討業務委託

（実施主体：神奈川県厚木市）

## 調査結果③：官民連携スキーム検討

**河川空間のオープン化に係る河川占用協議を並行して実施**

### 1. 河川空間特有のリスクの抽出

| | |
|---|---|
| 工作物の設置に関し、河川管理者との協議を踏まえ、占用許可を取得する必要がある。 | 河川区域内であるため、自然災害に影響される可能性が高い |

| 河川占用協議ﾘｽｸ | 自然災害ﾘｽｸ | 地域住民の同意ﾘｽｸ |
|---|---|---|

- 河川占用協議の長期化による事業スケジュール（特に設計業務）の遅延
- 河川占用協議により想定する施設が整備不可となる可能性がある。
- 占用許可が下りない場合当初予定していた運営管理が実現不可となる。
- 整備可能な工作物は、原則、撤去可能な仮設物のみ。常設は不可。
- 施工できる期間が、原則、非出水期のみである。
- 荒天時は、原則、工作物（設置物含む）を撤去しなければいけない。
- 事業実施中に、想定以上の災害に見舞われる可能性がある。
- 河川自由使用の原則から、地域住民の同意を得る必要がある。

**民間事業者が想定・コントロールできない事項が多い。**

### 2. リスクを踏まえた各事業の特性

**①施設設計**
・河川占用協議を並行して行う必要があり、占用の目的である**運営の視点を設計思想に組み入れる必要がある。**【占用に伴う事業計画が必要】

**②施設工事**
・造成工がメインであり、特殊な技術は必要ないと想定される。

**③施設運営**
・維持管理・運営の手法及び実施する事業の内容について河川法に基づく検討が必要である。
・増水被害に伴う、官民のリスク分担が必要である。

### 3. 特性を踏まえた本事業のスキーム検討

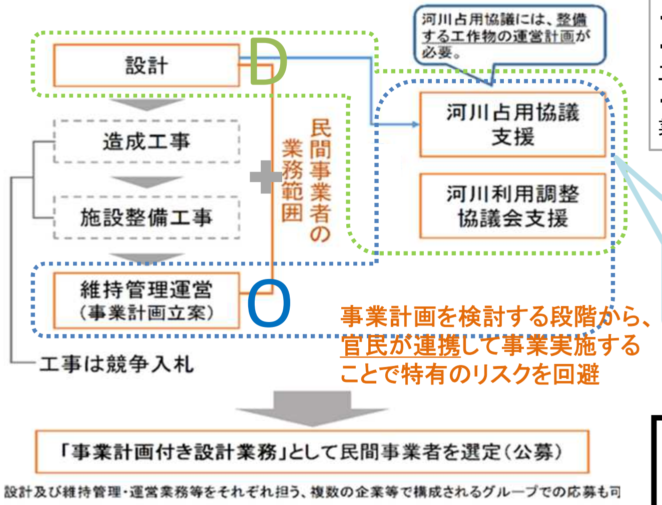


**■設計施工一括スキームの検討**

・PFI方式：VFM　－2.0%
・DBO方式：建設ｺｽﾄが小さく特殊な工事ではないため効果は期待できない。
・リース方式：建築物の整備が無く事業期間が短期であるため、ﾒﾘｯﾄなし。

民間事業者が河川占用協議に参加することで、協議のスピードアップを図り、「制約の範囲内でできること」を模索、検討。

#### 本スキームのポイント

- 「事業計画付き設計・維持管理・運営業務」として民間事業者を公募・選定。
- 設計業務の一環として、河川占用協議及び河川利用調整協議会（地域住民協議会）への出席を想定。
- 工事は一括業務に含まず別途発注。
- 運営管理を担う事業者は設計完了後に事業者となるか否か選択可能。

事業者サウンディングで意見収集を実施

## 調査結果④：河川占用協議

河川区域で民間事業者が営業活動を実施するためには、「河川空間のオープン化」が必要。
①オープン化に係る協議
②工作物に係る事前協議
③河川利用調整（地域協議）協議会の開催準備
④事前協議に使用する図面を作成

✓ 河川占用協議には、実施する事業の運営内容に基づいた配置図や詳細図等の図面が必要。
✓ そのため、河川占用協議には運営者目線が必要。

## 事業化に向けた今後の展望

■事業化にあたっての課題
・民間事業者選定の条件検討
（事業者選定の基準、条件の検討）
・官民協力体制の構築
・官民のリスク分担
・河川占用協議

| R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|---|---|---|---|---|
| ・民間事業者公募、選定<br>・実施設計業務 開始<br>・河川空間のオープン化の継続協議<br>・河川占用事前協議 | ・実施設計業務<br>・河川占用協議<br>・事業計画（維持管理契約）策定 | ・工事発注<br>・工事開始 | 指定管理者公募<br>工事完了 | ・供用開始 |

河川協議（河川占用協議、河川利用調整協議会）を継続的に実施　※民間事業者の同席を想定

庁内プロジェクトを発足、1～2か月に1回を目処に定期的に開催。情報共有、検討。民間事業者、地元事業者も同席。